

第8次 木古内町 教育総合推進中期計画

【2024年度～2028年度】

人に学びの歡びをあたえる環境づくり



【令和5年度 無名塾生によるペットボトルキャップアート】

木古内町教育委員会

第8次教育計画の発刊に寄せて

木古内町教育委員会 教育長 藤 澤 義 博

これからの木古内町の教育の基盤となる「第8次木古内町教育総合推進中期計画」（令和6年度から5ヶ年）は、令和6年2月15日に木古内町教育総合推進中期計画策定委員会から答申を受け、令和6年2月21日の教育委員会を開催し正式に決定いたしました。

策定にあたっては、第7次中期計画を検証する中で、成果と課題を明らかにするとともに、町づくりのビジョンである第7次木古内町振興計画との整合性を図りながら、国や北海道の教育計画や教育改革の動向などを踏まえたものとなっております。

さて、地域をよりよくするには「教育」の充実が不可欠です。

まちの人口が減少し、高齢化・少子化が進む中、今、そこに住み暮らす人たちが、自分たちの町自体に魅力を感じて、住み続けたいと感じられる学習環境の提供や、人生のすべてのステージにおいて、自発的に深い学びの体験ができる環境を作り上げることが求められます。

また、人間が生きるうえで快適な環境が実現されるためには、社会の構成員が対等に遇されることが保障される、基本的人権が認められた社会であることが前提となります。

そのために社会の構成員は、自分たちが構成する社会がそのような原理で成り立っていることを学び続ける必要があります。

テクノロジーの発展が加速し続ける現代、AIやデジタル化などによって代替される仕事の数と同じペースで、その環境に適応するための新しい仕事が生み出されています。

このように現代に生きる人々に共通に要求される資質がある一方、木古内町にしかない、木古内町だからできる、この地域に伝わる古きよき郷土芸能や地域文化の伝承と、現有の運営組織や活動形態に固執しない進取の気風を併せ持ち、不易と流行（はやり）の両面から地域の未来を担う子供たちの育成に努めていくことも大切なことであります。

そこで、「第8次木古内町教育総合推進中期計画」の基本理念である「人に学びの歓びをあたえる環境づくり」を目指し、新しい教育の推進に向け、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました策定委員の皆様方をはじめ関係各位に衷心より御礼を申し上げ、発刊にあたってのご挨拶といたします。

第8次 木古内町教育総合推進中期計画 目次

は じ め に	1
計画の位置づけとねらい	2
計画の構成と実施期間	2
基 本 理 念	3
計 画 体 系	4
施 策 の 展 開	
基 本 目 標 1	13
基 本 目 標 2	18
基 本 目 標 3	24
基 本 目 標 4	31
資 料	
1. 人口と世帯数の推移	39
2. 小・中学校児童生徒数推移見込	40
3. 第8次木古内町教育総合推進中期計画策定諮問	41
4. 第8次木古内町教育総合推進中期計画策定委員会審議経過	42
5. 第8次木古内町教育総合推進中期計画策定答申	43
6. 第8次木古内町教育総合推進中期計画策定委員名簿	44

はじめに

現代は、[※]VUCAの時代といわれるように予測不可能な時代であり、そこに生きるわれわれには、過去には予測できなかった現実が提示され、そこに存在する問題を解決する力を持つことが求められています。

また、人口減少や少子高齢化による社会構造の変化、デジタル技術の加速度的進展、環境問題などの影響から、これまでの歩みの延長線上にはない新たなフェーズとなることが予測されます。そして、地域や企業には、そのような変化に柔軟に対応することが求められ、未来の変化への対応には、過去から現在までの事象を踏まえた傾向予測だけでなく、未来に起こりうる与件から逆算した発想も重要になります。

このように社会が変化する中、求められる能力も従来の知識型から課題解決型へと変わってきています。課題解決型の能力とは、直面した課題や困難を自らの力で解決する能力のことです。

A Iが必要不可欠となった社会の中で、自らの意思で行動し、生活していけるような能力の育成も必要となります。

これからの予測不可能な時代を子どもたちが力強く生き抜くために必要な資質・能力を育むことが重要であり、次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力を育むための機会を推進するとともに、支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた学びと成長を促さなければなりません。

このため、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、相互の連携を深め、必要な環境を整えながら今後の対応できる「人づくり」、地域の子どもは地域で育てることが強く求められています。

木古内町では、「まちづくり」の基本的指標として、①木古内町町民憲章、②木古内町振興計画、③木古内町教育総合推進中期計画が策定されており、それらの指標は、国をつくり、まちをつくるためには「人づくり」が基本であることを一貫して主張しています。

これらのことを踏まえ、予測不可能な時代を視野に入れ、「人づくり教育」はどうあるべきかを命題に、本計画書を編成しました。

※VUCA とは、Volatility（変動性）、Uncertainty、（不確実性）Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）のことを言う。

木古内町町民憲章

- 健康で 明るいまちをつくりましょう
- 生産のくふうにつとめ 豊かなまちをつくりましょう
- 教育を高め 文化のまちをつくりましょう
- 生活のむだをなくし きまりあるまちをつくりましょう
- たのしく暮らせる 平和なまちをつくりましょう

木古内町教育目標

- 郷土の遺産を継承し 生涯にわたり 学習に努める人
- 木古内町民としての 自覚をもち こころ豊かな人
- 新しい時代に生きる たくましい 体を鍛える人

計画の位置づけとねらい

本計画は、木古内町の教育が目指す基本的な方向と目標を明確に表し、その実現のために必要な施策や事業を総合的・計画的に実施することを目的に策定するもので、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本計画として位置づけられるものです。

木古内町では、「第7次木古内町振興計画」が策定され、教育・文化の章では、①創意と活力に満ちた生涯学習、②いのちと感性を育む学校教育、③活力ある地域づくりをめざす社会教育、④地域の特性を活かし豊かな心と体を育む芸術文化・スポーツ活動として盛り込まれており、本計画は、この第7次木古内町振興計画と整合性を保ち、教育に関する部門別計画として位置づけられます。

また、木古内町の教育を推進し充実させるためには、教育現場はもちろんのこと、家庭や地域のそれぞれが緊密に連携し協力する「まちぐるみ」の取り組みが必要不可欠なものとなっています。

そのため、本計画を広く町民の皆様を示すことにより、より一層のご理解とご協力を得ることとしています。

計画の構成と実施期間

本計画に示す教育の目標は、木古内町が目指すべき教育の姿として掲げる「基本理念」をもとに、北海道教育ビジョンの基本理念である『自立』と『共生』を「基本方針」としています。

「基本目標」で基本的な方向性を定め、「基本施策・具体施策」を実施し、目標の実現に向け取り組みます。

本計画の実施期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

基 本 理 念

人に学びの歓びをあたえる環境づくり

現代は、VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代といわれるように予測不可能な時代であり、そこに生きるわれわれには、過去には予測できなかった現実が提示され、そこに存在する問題を解決する力を持つことが求められています。

当町においても、全国平均を上回る人口減少や少子高齢化が進んでおり、グローバル化や産業構造の変化に伴う経済や雇用情勢の中で、子どもたちもその影響を受けています。

また、子どもの学力や体力・運動能力の低下、生活習慣の乱れ、特別支援教育の整備、安全・安心を脅かすいじめや虐待等の事件や事故の社会問題化、学校（園）や地域の連携の希薄化、家庭や地域の教育力の低下等の問題もあります。さらに、高齢化社会を迎え、子どもから高齢者までがともに考え行動する一貫した生涯教育の充実が求められています。

今計画で必要とされる学習環境とは、環境の変化が大きい時代を生きる個人に継続的な学びの必要性を感じさせる社会空間であり、学習をしようとする個人にはさまざまな情報や体験をあたえる情報空間であり、支えあう学習者同士のコミュニティでもあります。

個人が生きるうえで快適な環境が実現されるためには、社会の構成員が対等に遇されることが保障される基本的人権を認められた社会であることが前提となります。

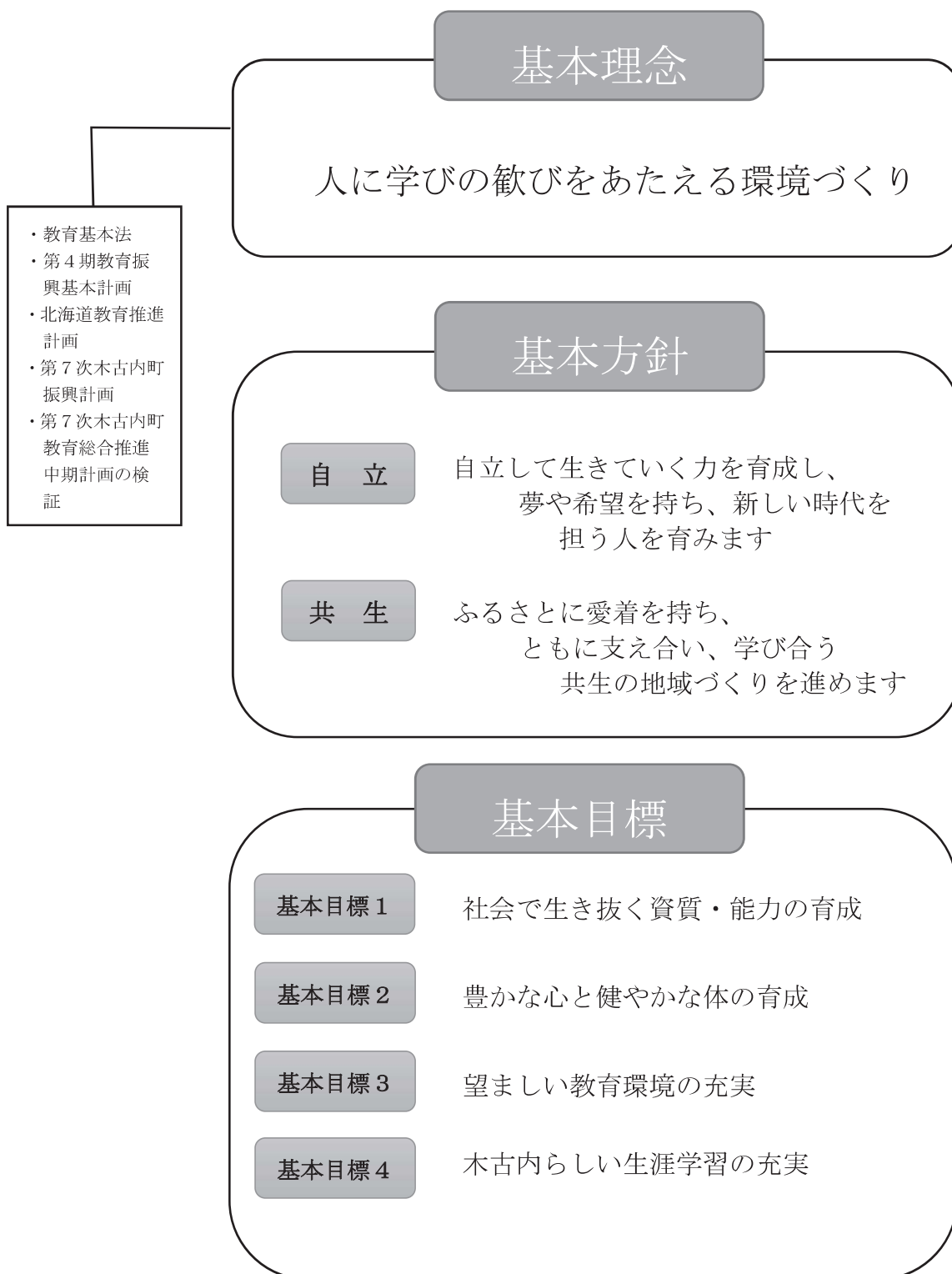
そのために社会の構成員は、自分たちが構成する社会がそのような原理で成り立っていることを学び続ける必要があります。

同時にこの計画は、教育基本法、第4期教育振興基本計画、北海道教育進行計画などに基づいていますが、どの町にも適用可能なものというよりは、町民憲章や木古内町教育目標も尊重しながら、木古内という具体的な町が進むべき目標を策定したものです。

第8次木古内町教育総合推進中期計画（以下第8次中期計画）では、第7次で設定された目標は、継続性に配慮し大きく変更せず、それらの目標の実現、維持をするための仕組みや具体的な課題への落とし込みを図るようにしています。施策の展開においては、ここで設定された目標より具体性の高い目標設定をおこなって環境改善を目指します。

また、一人ひとりがいのちの在り方に目覚め、自他を敬愛し、真理と正義のもとに公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造力を備えた人間の育成を期するとともに、地域の伝統を継承し、新しい文化の創造を目指し、誰もが郷土を愛し、たくましく未来を切り拓く人材育成や学びの歓びをあたえる環境づくりを推進します。

第8次木古内町教育総合推進中期計画 計画体系



基本目標 1 社会で生き抜く資質・能力の育成

施策の方向性 1 基礎・基本を重視した確かな学力の育成

基本施策 1-1 確かな学力の向上

基本施策 1-2 ICTも含めたコミュニケーション能力の育成

施策の方向性 2 新しい時代に対応した教育の推進

基本施策 2-1 国際理解教育・伝統文化に関する教育の充実

基本施策 2-2 多角的な情報教育の推進

基本施策 2-3 キャリア教育の充実

基本施策 2-4 分析と行動による環境教育の推進

施策の方向性 3 町ぐるみの特別支援教育の推進

基本施策 3-1 特別支援教育推進体制の充実

具体施策 ① 学習指導の工夫・公開・評価・改善

具体施策 ② 望ましい学習習慣の充実

具体施策 ① ICTも含めた言語活動の充実

具体施策 ② 多様な人と関わる機会の充実

具体施策 ① わかる・話せる外国語教育の充実

具体施策 ② 木古内町の歴史・文化の探索学習の充実

具体施策 ① 情報活用能力及び情報リテラシーの育成

具体施策 ② 生成AI技術などに対応した情報モラル教育の充実

具体施策 ① 発達段階に応じたキャリア教育機会の充実

具体施策 ① 環境問題への理解を深め、発信や行動を伴った環境教育の充実

具体施策 ① 一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育の推進

基本目標 2 豊かな心と健やかな体の育成

施策の方向性 4 豊かな心を育成する教育の推進

基本施策 4-1 道徳教育の充実

基本施策 4-2 体験的な活動の充実

基本施策 4-3 町ぐるみの読書活動の充実

施策の方向性 5 生徒指導・相談体制の充実

基本施策 5-1 児童生徒理解に基づいた生徒指導の充実

施策の方向性 6 学校体育、まちぐるみの運動・スポーツ活動の推進

基本施策 6-1 体力・運動能力の向上、運動に親しむ態度の育成

基本施策 6-2 学校部活動を含めたスポーツに触れる機会の推奨

施策の方向性 7 食育・健康教育の充実

基本施策 7-1 豊かな食育の推進

基本施策 7-2 健康に関する教育の充実

具体施策 ① 全体計画・指導計画の充実と検証

具体施策 ② 情操教育の充実と検証

具体施策 ③ 公正公平な人権に関する教育の充実

具体施策 ① 地域の産業、歴史、自然やそれを支える人々に触れる学習活動の充実

具体施策 ① 場所や時を選ばない読書活動の推進

具体施策 ① 心に寄り添う生徒指導・教育相談体制の充実

具体施策 ② 不登校やいじめ、問題行動への親身な対応

具体施策 ① スポーツ教育の充実と地域の協力体制の確立

具体施策 ① 地域と一体となったスポーツの推奨

具体施策 ① 栄養教諭や給食センターを中核とした食に関する指導の充実

具体施策 ② 安全・安心な学校給食の供給

具体施策 ① 発達段階や年齢・個性に応じた健康教育の充実

基本目標 3 望ましい教育環境の充実

施策の方向性 8 地域とともにある学校・園づくり

基本施策 8-1 学校(園)評価システムの充実

基本施策 8-2 園と学校・異校種の連携・接続の推進

基本施策 8-3 地域の中の学校・園としての活動の充実

施策の方向性 9 子ども第一の安全・安心の確立

基本施策 9-1 命を守る安全教育・安全対策の充実

基本施策 9-2 安全・安心の子育て環境づくり

施策の方向性 10 教職員・保育士の資質能力の向上

基本施策 10-1 指導力の向上を図る研修会等の開催

基本施策 10-2 教職員の働き方改革の促進と充実

施策の方向性 11 教育施設・設備の充実

基本施策 11-1 教育施設・設備の充実

施策の方向性 12 家庭・地域の教育力の向上

基本施策 12-1 家庭・地域教育力の向上

具体施策 ① 実効性のある学校(園)評価の実施と検証

具体施策 ① 園・小・中学校との連携を図る教育活動の推進

具体施策 ① 地域の生涯学習センターとしての学校・園の活用

具体施策 ① 交通安全教育・防犯教育の充実

具体施策 ② 防災教育の充実

具体施策 ③ 危機管理体制の整備充実

具体施策 ① 地域ぐるみの子育て環境づくりと支援体制の充実

具体施策 ① 教職員・保育士研修の充実

具体施策 ② 教職員・保育士等の地域交流の推進

具体施策 ① 校務支援システム導入による教職員の働き方の
スリム化の実現

具体施策 ① 情報教育機器の整備

具体施策 ② 読書環境の整備・充実

具体施策 ③ 武道・ダンス学習の設備・用具の充実

具体施策 ④ 学校(園)教育施設・社会教育施設等の改修

具体施策 ① 家庭の教育力の向上

具体施策 ② 地域の教育力の向上

基本目標 4 木古内らしい生涯学習の充実

施策の方向性 13 生涯学習の計画立案体制の充実

基本施策 13-1 生涯学習活動の促進

基本施策 13-2 生涯学習推進体制の充実

基本施策 13-3 読書活動の推進

施策の方向性 14 活力ある地域づくりをめざす社会教育

基本施策 14-1 社会教育活動の推進

施策の方向性 15 豊かな心を育む芸術文化の推進

基本施策 15-1 心豊かな芸術活動の推進

基本施策 15-2 文化財の保存・活用

基本施策 15-3 情報技術の獲得と活用

施策の方向性 16 地域の特性を活かしたスポーツ活動の推進

基本施策 16-1 生涯スポーツの推進

基本施策 16-2 競技スポーツの推進

具体施策 ① 学習と交流の機会の充実

具体施策 ② 学習情報の提供・収集

具体施策 ① 生涯学習推進体制の整備・充実

具体施策 ② 学習成果の適切な評価と活用

具体施策 ③ 生涯学習関連施設の整備

具体施策 ① 読書活動の充実

具体施策 ① 学習活動の促進

具体施策 ② 住民参加・協働による学習環境の充実

具体施策 ① 芸術文化活動の促進

具体施策 ② 芸術鑑賞に接する機会の充実

具体施策 ① 文化財の保存・活用の促進

具体施策 ② 文化に親しむ機会の提供

具体施策 ① コンピュータに親しむ機会の提供

具体施策 ② 最新技術に親しむ機会の提供

具体施策 ① 地域スポーツ活動の推進

具体施策 ② スポーツ環境の充実

具体施策 ① 競技力の向上

具体施策 ② スポーツ交流の推進

施策の展開

基本目標の実現のために「施策の方向性」を定め、重点となる「基本施策」を推進するため、それぞれの「具体施策」に取り組めます。

基本目標 1

～社会で生き抜く資質・能力の育成～

学校教育のなかで大きな部分を占める「知育にあたる教育」に関する目標を設定します。

これらの対象となるのは、高等教育や社会人としての学びの基本となるものです。十分な学習成果をあげるためには、学習習慣を身につけ、基礎学力の獲得を重視します。自習を含む学習時間を確保することのできる学習環境を提供することを目標とします。

新たな技術が絶え間なく導入される現代の社会では、新たな技術を受け入れることのできる基礎的な能力とともに、新たな技術を利用しようとする態度を身につけることが求められます。新たな知識や技術に触れ、吸収し続けようとする態度を身につけることを目指します。また、より深い学習を望む学習者にはニーズに応えられる環境づくりを行います。

集団のなかで個人が異なる役割を果たすため、コミュニケーションを十分にとりながら、チームワークによって、より大きな作業を行うことの体験をする学習環境を提供します。

個々の子供の教育的ニーズを踏まえ、特別支援教育を通して、自立支援可能な能力を身につけることを目標とします。





施策の方向性 1

～基礎・基本を重視した確かな学力の育成～

～現状と課題～

■（基礎力の重視）

学校においては、学年ごとに基礎的な学習の定着を図ることが重要です。基礎力がない状態で、さらに新たな学習を行うことは学習効率を大きく損なう場合もあると考えられます。学習成果の確認を確実に行うことが大切です。定着が不十分な場合には、補充学習を行うことが必要になります。とくに重要と思われる基礎力項目については、誰ひとり取り残さないという意識のもとに、個別のきめ細やかな指導を目指すことが望まれます。

■（コミュニケーション力の涵養）

全ての教科等の学習基盤となる言語（国語、英語等）に関する能力の向上を図ることは重要です。さらに、知識として捉えられる言語教科の枠組みだけでなく相手の考えや意見を正しく理解し、自らの考えを適切に伝えるための言語の運用にかかわるコミュニケーション能力の育成を重視します。これらは、学習成果の発表や意見の交換など、言語を運用する機会を豊富に与えることにより実現します。

【基本施策1－1】

確かな学力の向上

【具体施策①】

学習指導の工夫・公開・評価・改善

- ※学力向上支援の推進
- ※基礎・基本の定着と意欲を高める教材研究や指導の工夫
- ※学力定着の確認
- ※指導力向上支援の推進

【具体施策②】

望ましい学習習慣の充実

- ※家庭教育の推進、手引きの作成活用、家庭用シラバスの作成
- ※生活リズムチェックシートの活用

【基本施策1－2】

ICTも含めたコミュニケーション能力の育成

【具体施策①】

ICTも含めた言語活動の充実

- ※言語活動を取り入れた指導計画の充実
- ※校内研修における言語活動充実の推進

【具体施策②】

多様な人と関わる機会の充実

- ※発表機会の充実
- ※対話的な学びを取り入れた授業の実施



施策の方向性 2

～新しい時代に対応した教育の推進～

～現状と課題～

■（時代の要求に応える教育の提供）

社会や自然環境の変化が大きくなる中で、その変化に応じた能力を身につけるための教育が求められています。子どもたちには、自分の将来の姿を思い描きながら、国際化・情報化・環境問題を重視した学習環境を提供します。

■（自分たちを育む文化の理解の促進）

国際化においては、情報化、他文化の理解、異なる価値観を認め合う態度を培うことが必要です。そのためには、異文化を見る視点を提供するものとして、子どもたちが住んでいる、日本、北海道、木古内の伝統や文化についての理解を促すことが重要です。

【基本施策2-1】

国際理解教育・伝統文化に関する教育の充実

【具体施策①】

わかる・話せる外国語教育の充実

※ALTを活かした英語指導の工夫・改善
※異なる文化や生活習慣を理解し、協調する態度の育成

【具体施策②】

木古内町の歴史・文化の探索学習の充実

※社会科副読本の活用
※地域歴史・文化の学習
※郷土資料館の活用
※姉妹校交流事業の推進

【基本施策2-2】

多角的な情報教育の推進

【具体施策①】

情報活用能力及び情報リテラシーの育成

※ICTを活用した学習指導の充実とプログラミング教育の計画推進
※情報教育設備の充実

【具体施策②】

生成AI技術などに対応した情報モラル教育の充実

※情報モラル教育の計画と実施

施策の方向性 2

～新しい時代に対応した教育の推進～

【基本施策2-3】

キャリア教育の充実

【具体施策①】

発達段階に応じたキャリア教育
機会の充実

※進路指導の充実

※職場体験活動等の推進

【基本施策2-4】

分析と行動による環境教育の推進

【具体施策①】

環境問題への理解を深め、発信
や行動を伴った環境教育の充実

※環境問題への理解の促進と体験の
充実



【木古内中学校 職場体験】



【木古内中学校 情報モラル教育】



【木古内中学校 オンラインでの交流授業】



施策の方向性 3

～町ぐるみの特別支援教育の推進～

～現状と課題～

■（特別な教育的支援の提供）

個別性の高い支援を必要とする子どものニーズに応じた教育体制を整備します。障がい者が可能な限り、積極的に社会に参画することを可能にするための教育体制をとります。教育にあたる教職員の専門性を高めるとともに、教育内容の改善に努めます。

■（共生社会をめざした教育体制の構築）

障がい者等の支援を必要とする人たちを社会が受け入れることを可能にする、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けた教育支援を実施します。

【基本施策3－1】

特別支援教育推進体制の充実

【具体施策①】

一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育の推進

※推進体制・支援体制の充実

※個別の指導計画、個別の教育支援計画
の作成と活用

※指導者の専門性を高めるための研修の推進

【木古内小学校 学習発表会】



基本目標 2

～豊かな心と健やかな体の育成～

変化の目まぐるしい社会に生きるには、新たな問題に立ち向かうための粘り強さ、困難に耐えるたくましさ、多様な価値を受け入れる寛容さを持った豊かな心を培うことが必要です。あわせて、社会的な相互理解の礎となる基本的人権の尊重に基づいた道徳観の醸成に努めます。

人が社会活動を行うためには、健康と体力の維持が必要になります。望ましい生活習慣の確立、望ましい食習慣の定着、健康管理能力の育成、体力・運動能力の向上などとともに、体験活動やスポーツを通してコミュニケーションや協同作業の意味を学びます。





施策の方向性 4

～豊かな心を育成する教育の推進～

～現状と課題～

■（道徳教育の推進）

社会人として相応しい倫理観をもつために、社会における他の構成員の存在を意識し、より良い自己の生き方を、継続的に求める意欲と態度を育てます。

■（郷土の文化や自然に対する感性の涵養）

芸術文化や自然に触れ合う機会をもつことにより、広い視点で自己の置かれた環境を理解するための感性を磨く機会を提供します。

■（心にかかわる体験と深い理解）

体験活動や読書に代表される様々なメディアによる学習を通して、他者との協働のありかたを、多面的な視点をもちながらより深く感じる機会の充実を図ります。

【基本施策4-1】

道徳教育の充実

【具体施策①】

全体計画・指導計画の充実と検証

- ※教育課程や多様な体験活動とリンク・連携した計画づくり
- ※北海道版道徳教材「きたものがたり」等の活用
- ※地域素材・地域の人材の活用

【具体施策②】

情操教育の充実と検証

- ※質の高い芸術や豊かな自然に触れる体験の充実
- ※音楽に親しむ活動の充実

【具体施策③】

公平公正な人権に関する教育の充実

- ※人権に関する正しい理解と自他を尊重する態度の育成
- ※いじめアンケート等の実施

【基本施策4-2】

体験的な活動の充実

【具体施策①】

地域の産業、歴史、自然やそれを支える人々に触れる学習活動の充実

- ※旅行的行事における体験的な活動の推進
- ※地域の多様な教育資源を活かした体験的な活動を取り入れた学習の推進



【木古内小学校 田植え体験】

施策の方向性 4

～豊かな心を育成する教育の推進～

【基本施策4-3】

町ぐるみの読書活動の充実

【具体施策①】

場所や時を選ばない読書活動の
推進

- ※子どもや大人の読書活動事業の推進
- ※公民館図書室を活用した事業の推進
- ※各学校における朝読書の推進



【無名塾ジュニア 絵本の読み聞かせ】



施策の方向性 5

～生徒指導・相談体制の充実～

～現状と課題～

■（子どもの人権を守る環境整備）

教育活動のなかで、いじめや暴力行為の発生を防ぎ、子どもの人権を守る体制を整備します。

■（生徒指導体制の充実）

困難な課題を抱えている児童生徒に対する意識を持ち、早期に指導を行う体制づくりを行います。

【基本施策5-1】

児童生徒理解に基づいた生徒指導の充実

【具体施策①】

心に寄り添う生徒指導・教育
相談体制の充実

※子ども一人ひとりの実態把握と協同的な指導体制の確立

※生徒理解の具体的工夫と実践

※生徒指導の機能を活かした子ども理解と事例研究

【具体施策②】

不登校やいじめ、問題行動への
親身な対応

※早期発見・早期対応を進める生徒指導体制の確立

※地域・家庭・関係機関と連携した生徒指導の具現化





施策の方向性 6

～学校体育、まちぐるみの運動・ スポーツ活動の推進～

～現状と課題～

■（体力・運動能力の強化のための環境整備）

当町においては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では概ね全国平均ですが、日常的に運動する子どもと運動しない子どもの二極化傾向が見られます。また、少子化に伴うスポーツ少年団や部活動の縮小等の環境的変化もその因子として考えられます。子ども達の基礎的な体力・運動能力を維持するため、学校の保健体育科の教育をとおして運動に対する意欲や関心を高め、運動習慣の定着を促します。

【基本施策6-1】

体力・運動能力の向上、運動に親しむ
態度の育成

【具体施策①】

スポーツ教育の充実と地域の
協力体制の確立

※全国体力・運動能力、運動習慣等調査を
活かした、学校体育の充実



【木古内小学校 大運動会】

【基本施策6-2】

学校部活動を含めたスポーツに触れる
機会の推奨

【具体施策①】

地域と一体となったスポーツの
推奨

※部活動への地域指導者の派遣（地域人材活用）
※地域の施設の活用・関係団体との連携
※特色ある教育活動の実施



【木古内中学校 体育大会】



施策の方向性 7

～食育・健康教育の充実～

～現状と課題～

■（健康にかかわる知識や習慣の重視）

健康は知育・徳育・体育の基礎となるものであり、学校保健計画にもとづいた指導体制を整備します。

■（心や生活習慣の健全性の維持）

健康維持に必要な食生活や健全な生活リズムの維持を促すとともに、薬物乱用、飲酒や喫煙、性に関する課題、生活習慣病などに留意した指導を行います。

【基本施策7－1】

豊かな食育の推進

【具体施策①】

栄養教諭や給食センターを中核とした食に関する指導の充実

- ※小中学校9年間を見通した指導計画の作成と実施
- ※食生活の実態調査の実施（園・学校・家庭・成人）
- ※保護者との連携の推進
- ※給食メニューの創意工夫

【具体施策②】

安全・安心な学校給食の供給

- ※学校給食センターにおける衛生管理の徹底
- ※地場産物の活用とその体制の整備
- ※食物アレルギー対策の徹底
- ※学校給食センターの直営

【基本施策7－2】

健康に関する教育の充実

【具体施策①】

発達段階や年齢・個性に応じた健康教育の充実

- ※学校保健計画に基づく保健活動の実施
- ※性に関する指導・薬物乱用防止教育の充実



【地元食材を使用した学校給食】

基本目標 3

～望ましい教育環境の充実～

現在の木古内町は人口減少のため、1学年あたりの人数も多くありません。一つの認定こども園、一つの小学校、一つの中学校があり、義務教育を終えるまで同じメンバーがクラス替えなく学ぶことがほとんどです。高校がないので、町外の高校で分かれて学ぶことになります。このような教育環境は、都市部における教育環境とは異なりますが、幼児、児童、生徒の数の少なさは、個々への目配りがしやすい側面も持っています。教育に関わる教職員・保育士は少数ながら、それぞれの専門性、教育者としての力量を果たすことが期待されています。

ここでは、園・小学校・中学校が15年間相互に開かれ、連携・接続し、保護者へも開かれた活動が可能な、木古内に特化した教育環境の整備に努めます。

教育のための校舎・設備は安全・安心を確保できるような教育環境整備に努めます。

最新技術が導入されつつある情報技術を学ぶために必要な情報機器を教材として積極的に導入するとともに、教職員への研修などを通して有効活用できる体制をつくり、積極的なICT教育を実践可能な教育環境整備に努めます。

学校、家庭、地域の関わりを重要なものとして、積極的に学校の情報を提供する開かれた教育環境の提供に努めます。



施策の方向性 8

～地域とともにある学校・園づくり～

～現状と課題～

■（開かれた地域の学校の実現）

教育機関の情報発信力を強化し、地域に開かれたものにします。

■（教育機関相互の連絡強化）

地域の人口規模が小さいことのメリットを活かし、教育機関の連携を緊密にします。

【基本施策8－1】

学校（園）評価システムの充実

【具体施策①】

実効性のある学校（園）評価
の実施と検証

- ※自己評価・学校関係者評価などの学校（園）評価の適切な実施・公表・活用
- ※学校運営協議会による評価の推進・活用

【基本施策8－2】

園と学校・異校種の連携・接続の推進

【具体施策①】

園・小・中学校との連携を図る
教育活動の推進

- ※「つなげる活動」事業の活性化
- ※情報のネットワークづくり
- ※子どもたちの15年間を見据えた連携の推進
- ※小中一貫教育に向けての研究の推進



施策の方向性 8

～地域とともにある学校・園づくり～

【基本施策8-3】

地域の中の学校・園としての活動の充実

【具体施策①】

地域の生涯学習センターとしての
学校・園の活用

※学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の推進・充実

※人的・物的、地域の教育資源の掘り起こしと活用

※住民や異年齢層との交流の推進



【木古内中学校 吹奏楽部定期演奏会】



施策の方向性 9

～子ども第一の安全・安心の確立～

～現状と課題～

■（事故を防ぎ災害に備える体制整備）

学校内外の不慮の事故や災害による被害を未然に防げるよう、定期的に多様な被害の発生を想定するとともに、関連環境や設備の点検と災害に対する準備を徹底します。

【基本施策9－1】

命を守る安全教育・安全対策の充実

【具体施策①】

交通安全教育・防犯教育の
充実

※交通安全教室、防犯教室の実施と防犯意識の高揚

【具体施策②】

防災教育の充実

※実効性のある避難訓練の実施
※地域と連携した避難誘導計画の作成

【具体施策③】

危機管理体制の整備充実

※安全計画の改善充実

【基本施策9－2】

安全・安心の子育て環境づくり

【具体施策①】

地域ぐるみの子育て環境づくり
と支援体制の充実

※子どもの健全育成推進のための、家庭・地域・関係機関との連携
※子育て支援活動の推進
※ネットトラブル防止教室等の開催
※情報セキュリティ教育の実施



【木古内中学校 避難訓練・防災教室】



施策の方向性 10

～教職員・保育士の資質能力の向上～

～現状と課題～

■（構成員の専門性の維持・強化）

教職員・保育士の教育・指導能力に関する専門性の向上のため、ゆとりのある職場環境を提供するとともに、研修等の研鑽が積める機会を提供します。

【基本施策10－1】

指導力の向上を図る研修会等の開催

【具体施策①】

教職員・保育士研修の充実

※教職員・保育士に必要な資質・能力の向上のための研修の充実

※園・学校・地域・行政がともに学ぶ研修等の推進

【具体施策②】

教職員・保育士等の地域交流の推進

※様々な地域事業への参画と交流の促進

【基本施策10－2】

教職員の働き方改革の促進と充実

【具体施策①】

校務支援システム導入による教職員の働き方のスリム化の実現

※部活動等に関わる負担の軽減

※勤務時間を意識した体制の充実・学校閉庁日の運用





施策の方向性 11

～教育施設・設備の充実～

～現状と課題～

■（施設の基本性能の継続的な維持）

教育施設設置ならびに維持については、安全性や快適性を含む基本性能の点検・確保・維持に努めます。

■（時代の変化に合わせた教育設備の導入）

教育設備については、時代の要請に対し遅滞することなく、必要な教育環境設備の充実に努めます。

【基本施策11-1】

教育施設・設備の充実

【具体施策①】

情報教育機器の整備

- ※教育用コンピュータや情報通信ネットワークなどの設備充実
- ※教材提示用デジタル機器の整備
- ※動画編集やコンテンツ作成のための機器整備

【具体施策②】

読書環境の整備・充実

- ※図書を循環するシステムづくり

【具体施策③】

武道・ダンス学習の施設・用具の充実

- ※柔道学習の設備・用具の充実

【具体施策④】

学校(園)教育施設・社会教育施設等の改修

- ※安全・安心な環境を確保するための老朽化対策



施策の方向性 12

～家庭・地域の教育力の向上～

～現状と課題～

■（学校教育と家庭・地域の連携活動の実施）

教育の効果を上げるためには、学校（園）のみならず家庭・地域社会の構成員との相互の理解・連携・協力が行われるような活動を実施するとともに、定期的に活動成果の点検を行います。

【基本施策12-1】

家庭・地域教育力の向上

【具体施策①】

家庭の教育力の向上

- ※家庭教育の研修機会と相談体制の充実
- ※望ましい生活習慣確立のための啓発活動の推進
- ※早寝・早起き・朝ごはん・そと遊びの運動推進

【具体施策②】

地域の教育力の向上

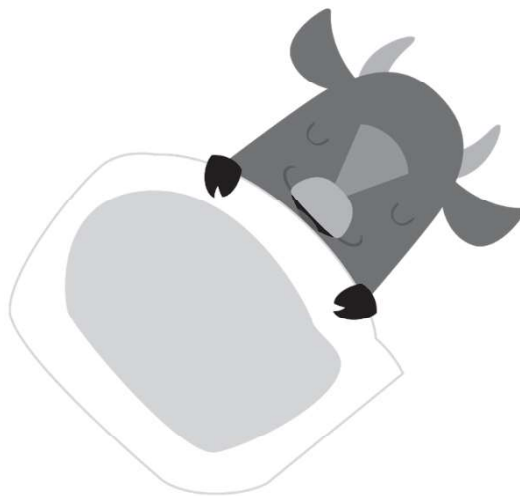
- ※地域づくりを担う指導者・リーダー養成
- ※子ども活動拠点づくり
- ※本を活用した子育て支援の推進



【無名塾 サマーキャンプの様子】



【無名塾 サマーキャンプの様子】



基本目標 4

～木古内らしい生涯学習の充実～

地域住民が自立しつつ、共に生きるためには、住民自らが積極的に、地域課題や生活課題に向き合い、解決に向けて取り組むことが必要です。そのためには、住民それぞれが現代を生きるために必要な基本的な知識や能力をもつことと、継続的に新しい知識を自分の力で獲得する力をもち続けることが大切です。生涯学習が果たす役割は、多くの住民が生涯にわたってあらゆる機会、あらゆる場所において学ぶことができる学習環境の整備と学習機会の提供を行うことです。

社会教育の目標を設定するにあたっては、「生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択し、心豊かに学び合い、交流の輪を広げ、新たな生きがいを見つけ出す生涯学習の実現を目標として位置づけ、ライフステージに応じた学習の推進に努める」という第7次木古内町教育総合推進中期計画の精神を受け継ぎ生涯学習の実現を目標として位置づけ、ライフステージに応じた学習の推進に努めます。

気候変動や社会の情報化による変化が多くの人に実感される中で社会の変化を構成員一人ひとりが、これらの環境変化に対応する方法を、学ぶことが重要になっています。現代社会が抱える問題と、地域の先人が長い年月をかけて構築してきた文化について学び、振り返ることを大切にしたいと考えます。学校教育を受けている年代の青少年期の若者、学校教育をいったん終えた世代の人たち、それぞれが、学び合いコミュニケーションをとれる社会教育の場を充実させていくことを意識した場をつくりあげていくことを目指します。



施策の方向性 13

～生涯学習の計画立案体制の充実～

～現状と課題～

■（生涯にわたる教育計画の立案）

生涯にわたり地域課題を含む生活課題に立ち向かうため、生涯を通じた学習機会を促す活動を提供します。

■（多様性ある社会教育計画の実現）

個別の学習ニーズに対応することを目標として、多様性のある計画を立案するとともに、評価を進めます。

■（社会教育と学校教育の連携）

首長部局が所管する行政分野や各種団体と密接な連携を図ることにより、学校教育との連携を含めた、住民の交流促進を目的とします。

【基本施策13-1】

生涯学習活動の促進

【具体施策①】

学習と交流の機会の充実

※生活の向上に結びつく学習機会の充実

※学習ニーズに対応した支援の充実

【具体施策②】

学習情報の提供・収集

※町ホームページ等を活用した学習情報の提供

※関係機関と連携した学習情報の提供・収集



【無名塾 わかさぎ釣り】

施策の方向性 13

～生涯学習の計画立案体制の充実～

【基本施策13-2】

生涯学習推進体制の充実

【具体施策①】

生涯学習推進体制の整備・充実

- ※多様な学習ニーズに対応できる支援の充実
- ※行政間・団体等との横断的な連携の確立
- ※社会教育主事の専門性を活用した体制づくり

【具体施策②】

学習成果の適切な評価と活用

- ※得意分野を活かせる機会の確保
- ※人材バンクの整備・活用の促進

【具体施策③】

生涯学習関連施設の整備

- ※各社会教育施設改修計画の円滑な実施
- ※郷土資料館整備の充実

【基本施策13-3】

読書活動の推進

【具体施策①】

読書活動の充実

- ※子どもの読書活動推進計画に基づく事業の実施
- ※ブックスタート促進事業の充実
- ※広域で連携した事業の充実
- ※公民館図書室の利便性の向上
- ※公民館図書室と学校図書館が連携した読書活動の実施



【おとなの図書室講座】



施策の方向性 14

～活力ある地域づくりをめざす社会教育～

～現状と課題～

■（バランスのとれた社会教育活動の実施）

社会教育活動として生涯各期に相応しい学習活動を行います。活動内容については、幅広く住民の参加が実現するよう、バランスのとれた企画運営をします。

■（社会教育における参加者どうしの交流の重視）

社会教育活動においては、学習企画を行うにあたり、地域内外での住民の交流の活性化を目指します。

【基本施策14－1】

社会教育活動の推進

【具体施策①】

学習活動の促進

※生涯各期における主な取組（別掲）

【具体施策②】

住民参加・協働による学習 環境の充実

※住民参加・協働につながる学習活動
の充実

※他団体との交流の場の提供



学習活動の促進（別掲）

幼児・家庭教育

- 親子で参加・活動する学習機会の充実
- 望ましい生活習慣の向上につながる家庭教育の推進
- 子育て支援担当部局と連携した学習活動の充実
- 子どもに対する絵本の読み聞かせの推進
- ブックスタート推進事業の充実
- 妊娠中の読書推進

青少年教育(学齢児童・生徒)

- 野外活動を通じて地域の自然・歴史・文化を体感する学習機会の充実
- 読書体験の充実
- 豊かな感性を育てる芸術鑑賞事業の充実
- 各種派遣事業への積極的な参加奨励
- 各種団体・スポーツ活動に対する支援
- 情報活用能力及び情報リテラシーの強化

青少年教育(青年期)

- 地域課題解決・地域活性化につながる学習機会の充実
- 異世代間交流を通じたコミュニケーション能力の育成
- 豊かな感性を育てる芸術鑑賞事業の充実
- 各種派遣事業への積極的な参加奨励
- 各種団体・スポーツ活動に対する支援

成人教育

- 多様な学習ニーズに対応した学習機会の充実
- 異世代間交流や他団体と交流する機会の充実
- 芸術文化に触れる機会の充実
- 各種団体・サークル活動への支援
- 各種スポーツ・レクリエーション活動の充実
- 情報リテラシーの強化(公的サービス利用、情報セキュリティ)

高齢者教育

- 自主的な学習活動への支援
- 異世代間交流や他団体と交流する機会の充実
- 芸術文化に触れる機会の充実
- 世代にあわせた各種スポーツ・レクリエーション活動の充実
- 身体や健康管理に対する知識獲得
- 情報リテラシーの強化(公的サービス利用、情報セキュリティ)



施策の方向性 15

～豊かな心を育む芸術文化の推進～

～現状と課題～

■（芸術文化活動の重視）

音楽や美術、演劇などの芸術的な活動は、鑑賞者に感動を与えるとともに、個人の表現の手段となるものです。町民が、優れた芸術に触れ、鑑賞する機会を提供し、引き続き、芸術文化活動の成果を発表する場を提供します。

■（地域の文化と伝統を伝える郷土資料館の運営）

木古内町の文化や伝統を伝えるため、郷土資料館の維持に努めるとともに、町内外への情報発信、価値ある収蔵品の維持管理に努めます。

【基本施策15－1】

心豊かな芸術活動の推進

【具体施策①】

芸術文化活動の促進

- ※各種団体・サークル活動への支援
- ※成果発表の機会の充実

【具体施策②】

芸術鑑賞に接する機会の充実

- ※生涯各期において芸術鑑賞に親しむ機会の充実

【基本施策15－2】

文化財の保存・活用

【具体施策①】

文化財の保存・活用の推進

- ※郷土資料館の整備促進
- ※郷土の文化的資料の調査・収集・整理

【具体施策②】

文化に親しむ機会の提供

- ※総合学習・社会科授業に対応した支援
- ※地域の歴史・文化を学ぶ学習機会の充実

施策の方向性 15

～豊かな心を育む芸術文化の推進～

【基本施策15-3】

情報技術の獲得と活用

【具体施策①】

コンピュータに親しむ機会の提供

※サークル活動としてのプログラミング教室

【具体施策②】

最新技術に親しむ機会の提供

※各種入出力機器の利用、ものづくり教室



【無名塾 町内観光名所巡り】



【町民文化祭】



【道民芸術祭 渡島管内祭】



施策の方向性 16

～地域の特性を活かしたスポーツ活動の推進～

～現状と課題～

■（スポーツ活動を支援する環境の整備）

スポーツ活動は、学びと成長の喜びを与えてくれるだけでなく、その活動が人と人の交流を生み、人生を豊かにするとともに健康増進の効果を持っています。町民の生活を豊かにし、生涯にわたって継続可能なスポーツ環境の整備に努めます。

【基本施策16－1】

生涯スポーツの推進

【具体施策①】

地域スポーツ活動の推進

- ※気軽に楽しめるスポーツ活動の推進
- ※町民が交流を深める各種大会・教室の開催

【具体施策②】

スポーツ環境の充実

- ※スポーツ協会・スポーツ少年団等への支援
- ※体育施設・設備の充実
- ※地域の特性や学習資源を活用した健康づくりの充実

【基本施策16－2】

競技スポーツの推進

【具体施策①】

競技力の向上

- ※指導者の資質・能力向上のための研修の推進

【具体施策②】

スポーツ交流の推進

- ※各種教室・大会開催への支援
- ※関係機関・各団体との連携

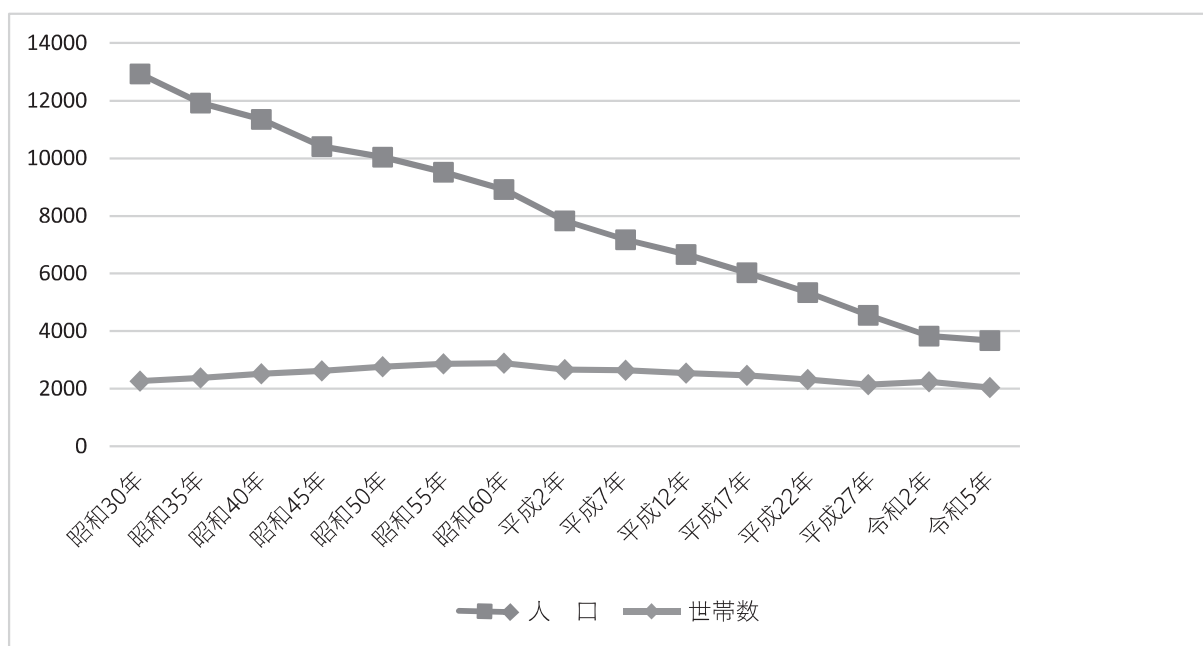
資料編

人口と世帯数の推移

(単位：人・世帯)

年次	人口			世帯数
	総数	増減数	増減率	
昭和30年	12,926			2,264
昭和35年	11,914	△ 1,012	△ 7.8%	2,368
昭和40年	11,353	△ 561	△ 4.7%	2,518
昭和45年	10,401	△ 952	△ 8.4%	2,618
昭和50年	10,034	△ 367	△ 3.5%	2,764
昭和55年	9,514	△ 520	△ 5.2%	2,862
昭和60年	8,916	△ 598	△ 6.3%	2,882
平成2年	7,826	△ 1,090	△ 12.2%	2,662
平成7年	7,171	△ 655	△ 8.4%	2,635
平成12年	6,665	△ 506	△ 7.1%	2,536
平成17年	6,024	△ 641	△ 9.6%	2,465
平成22年	5,341	△ 683	△ 11.3%	2,317
平成27年	4,547	△ 794	△ 14.9%	2,140
令和2年	3,832	△ 715	△ 15.7%	2,233
令和5年	3,671	△ 161	△ 4.2%	2,039

(資料：国勢調査 ※但し令和5年は3月末住民基本台帳)



乳幼児・児童生徒数

(令和5年4月1日現在)

【就学前】

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
11	12	8	13	7	7	58

【小学生】

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
16	11	13	18	14	20	92

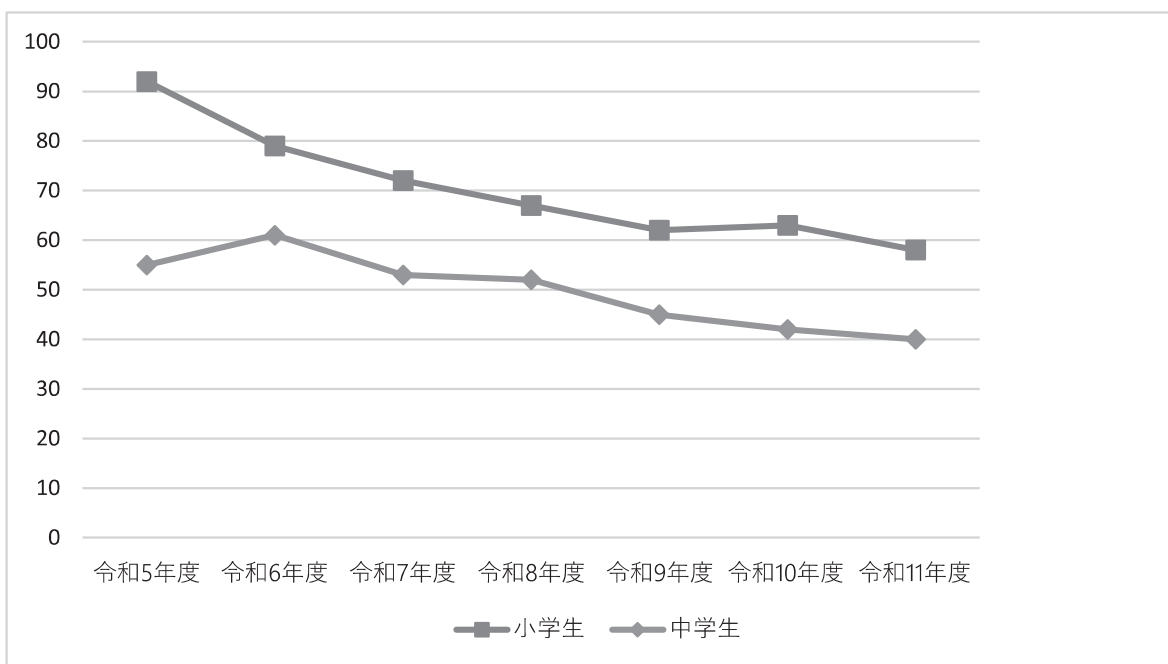
【中学生】

1年生	2年生	3年生	計
19	22	14	55

乳幼児・児童生徒数合計
205

児童生徒数の推移見込

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学生	92	79	72	67	62	63	58
中学生	55	61	53	52	45	42	40
合 計	147	140	125	119	107	105	98



諮 問

令和5年7月24日

第8次木古内町教育総合推進中期計画
策定委員会 委員長 様

木古内町教育委員会
教育長 藤澤 義博

第8次木古内町教育総合推進中期計画策定に関する諮問について

木古内町教育委員会は、平成11年に生涯学習の推進を基本理念とした第3次木古内町教育総合推進中期計画を策定して以降、まちづくりの一環として生涯学習の推進に取り組んでまいりました。

このたび、2017年に改訂された学習指導要領では、さまざまな改革が盛り込まれ「明治維新以来150年ぶりの教育改革」と言われるほどの大きな変化がありました。これを踏まえ2021年には、中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が示されましたが、2020年には世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症の拡大や、2021年にはGIGA スクール構想が当初の計画よりも前倒しとなり、本格的にスタートを切るなど、この5年間、子どもたちを取り巻く環境や学校、社会は大きな変化を強いられました。

このような中、当町においては、「いのちを育み ふるさとを愛し たくましく未来を切り拓く人づくり」を基本理念として取り組んでまいりました「第7次木古内町教育総合推進中期計画」が令和5年度で最終年次となります。

つきましては、予測困難で変化が激しく多様性が高まる社会において、次代を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、また、誰もが生涯にわたっていつでも自由に学び、新たな生きがいを見つけ出すことができる生涯学習社会の実現のため、学校教育と社会教育の融合による総合的な第8次木古内町教育総合推進中期計画の策定について諮問いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

記

1. 計画の名称
第8次木古内町教育総合推進中期計画
2. 計画の期間
令和6年度から令和10年度（5か年計画）

第 8 次木古内町教育総合推進中期計画策定委員会 審議経過

策定委員会

令和 5年 7月24日	第 1 回	○委嘱状交付、正副委員長・正副部会長選出、諮問
令和 5年 9月 1日	第 2 回	○第 7 次木古内町教育総合推進中期計画の検証について
令和 5年11月10日	第 3 回	○第 8 次木古内町教育総合推進中期計画の草稿について ○各部会からの報告
令和 6年 2月15日	第 4 回	○計画の確認及び答申

学校教育部会

令和 5年 8月23日	第 1 回	○第 7 次計画検証について
令和 5年10月30日	第 2 回	○第 8 次計画の基本施策・具体的な取組及び方向性について

社会教育部会

令和 5年 8月30日	第 1 回	○第 7 次計画検証について
令和 5年11月 6日	第 2 回	○第 8 次計画の基本施策・具体的な取組及び方向性について

令和6年2月15日

木古内町教育委員会
教育長 藤 澤 義 博 様

第8次木古内町教育総合推進中期計画
策定委員会委員長 美 馬 義 亮

第8次木古内町教育総合推進中期計画について（答申）
（自 令和6年度～至 令和10年度）

令和5年7月24日に諮問されましたこのことについて、別紙のとおり答申いたします。

記

本教育総合推進中期計画策定に当たり、第7次中期計画の成果と課題を検証し、町民憲章と第7次木古内町振興計画の趣旨を踏まえ、令和6年度を初年度として「人に学びの歓びをあたえる環境づくり」を推進する総合的な教育計画として策定してまいりました。

この計画は、策定委員会、学校教育と社会教育の部会によって審議し策定したものであります。

今後、木古内町の教育推進に当たっては、本答申の趣旨が生かされ、計画が着実に実現することを期待いたします。

第8次木古内町教育総合推進中期計画策定委員名簿

	役 職 名	氏 名	所属専門部会
1	木古内町CDO 補佐官	美 馬 義 亮	策定委員長
2	木古内小学校 校長	蛭 子 友 正	学校教育部会
3	きこない認定こども園 園長	多 田 房 子	学校教育部会
4	木古内町PTA連合会 会長	岩 本 則 明	学校教育部会
5	木古内小学校 学校運営協議会 会長	細 川 京 美	学校教育部会
6	木古内中学校 学校運営協議会 会長	堺 泰 幸	学校教育部会
7	木古内中学校 校長	坂 本 学	社会教育部会
8	社 会 教 育 委 員	手 塚 恵 子	社会教育部会
9	社 会 教 育 委 員	工 藤 寛 文	社会教育部会
10	ス ポ ー ツ 協 会	木 元 哲 也	社会教育部会
11	文 化 財 調 査 委 員	近 江 雅 子	社会教育部会

第 8 次 木 古 内 町
教 育 総 合 推 進 中 期 計 画
【 2 0 2 4 年 度 ～ 2 0 2 8 年 度 】

発行日 令和 6 年 3 月
発行者 木古内町教育委員会
印 刷 相澤商店